

令和6年6月28日

令和6年度第3回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和6年度第3回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
- 第2号 松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の一部改正について
- 第3号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第4号 松本市公民館条例施行規則の一部改正について
- 第5号 松本市Mウイング文化センター条例施行規則の一部改正について
- 第6号 松本市指定文化財の指定について
- 第7号 松本市文化財審議委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第8号 博物館分館観覧料の見直し及び休館日の変更について【非公開】
- 第9号 松本市立博物館本館・分館の臨時開館について

[報告]

- 第1号 令和6年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 学都松本推進協議会委員の委嘱について
- 第3号 学都松本寺子屋事業の実施状況について
- 第4号 松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について
- 第5号 松本市立中学校において使用する教科用図書の採択について
- 第6号 令和5年度いじめ・体罰等の実態調査について
- 第7号 令和5年度不登校児童生徒の状況について
- 第8号 中央図書館の開館時間延長について
- 第9号 図書館システム更新及び蔵書点検に伴う特別整理期間の設定について
- 第10号 史跡小笠原氏城跡整備委員会委員の委嘱について

[周知]

- 1 学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について
- 2 夏休み はたっこ塾「夏休みランチDAY：給食料理教室」の実施について

[その他]

議案第 1 号

長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて

1 趣旨

県教育委員会と松本市教育委員会が、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについて協議するものです。

2 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項及び覚書別紙のとおり

3 実施期間

教育委員会議決の日から令和7年5月31日までの間

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県教育委員会は、同項の内申が県費負担職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第39条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和7年度教職員人事異動の基本方針について

令和7年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（４）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

3 令和7年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。

4 令和7年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

議案第 2 号

松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の一部改正について

1 趣旨

松本市立小・中学校職員の自家用車公務使用に係る事務手続きの見直し等に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

第3条2項2号において、当該職員が運転免許を取得してから2年を経過していない場合は自家用車の公務使用を承認しないものと定めているが、やむを得ない理由により市教育委員会へ協議した場合は承認することができるものとする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年7月1日

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱（昭和62年教育委員会告示第5号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱 昭和62年3月16日 教育委員会告示第5号 （趣旨） 第1条 この要綱は、松本市立小・中学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）が自家用車（当該職員又は当該職員の親族（以下「本人等」という。）が所有する自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の18第1項第1号に規定する割賦販売等に係る取引によって購入したことにより、所有権が販売者等に留保されている自動車、自動二輪車及び原動機付自転車で、使用名義人（自動車検査証の使用者欄に記載されている者をいう。以下同じ。）が本人等であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を公務に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 （承認の方法） 第2条 公務に使用しようとする自家用車（以下「使用自家用車」という。）を使用しようとする職員は、あらかじめ公務使用自家用車届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を校長に届け出るものとし、届出事項に変更のあったときも同様とする。この場合において、使用自家用車の所有者及び使用名義人がいずれも職員の親族である場合又は使用自家用車の所有権が割賦販売等に係る取引により、販売者等に留保され、かつ使用名義人が職員の親族である場合は、当該使用自家用車をこの要綱に基づき公務に使用することについて当該親族が承諾していることを証	○松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱 昭和62年3月16日 教育委員会告示第5号 （趣旨） 第1条 この要綱は、松本市立小・中学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）が自家用車（当該職員又は当該職員の親族（以下「本人等」という。）が所有する自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の18第1項第1号に規定する割賦販売等に係る取引によって購入したことにより、所有権が販売者等に留保されている自動車、自動二輪車及び原動機付自転車で、使用名義人（自動車検査証の使用者欄に記載されている者をいう。以下同じ。）が本人等であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を公務に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 （承認の方法） 第2条 公務に使用しようとする自家用車（以下「使用自家用車」という。）を使用しようとする職員は、あらかじめ公務使用自家用車届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を校長に届け出るものとし、届出事項に変更のあったときも同様とする。この場合において、使用自家用車の所有者及び使用名義人がいずれも職員の親族である場合又は使用自家用車の所有権が割賦販売等に係る取引により、販売者等に留保され、かつ使用名義人が職員の親族である場合は、当該使用自家用車をこの要綱に基づき公務に使用することについて当該親族が承諾していることを証

する書類を届出書に添付するものとする。

- 2 職員は、使用自家用車を公務のため運転しようとするときは、その都度自家用車公務使用承認申請書（様式第2号）により校長の承認を受けなければならない。ただし、職員が、旅行命令票に旅行の方法として自家用車を使用すること及び必要な事項を記載して当該旅行命令票を提出したときは、この限りでない。

- 3 校長は、前項の規定により自家用車の公務使用を承認した場合は、その旨を市教育委員会に報告しなければならない。

（承認基準）

第3条 校長は、前条第1項及び第2項による承認を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に承認できるものとする。

- (1) 遠足、登山、社会見学（以下「社会見学等」という。）の下見
- (2) 災害又は児童・生徒のけが等による移送のため緊急を要する場合
- (3) 通常利用できる交通機関の運行密度が極めて低い場合
- (4) その他校長が特に必要と認めた場合

- 2 校長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、承認しないものとする。

- (1) 職員の心身の状態が運転に不適当な場合
- (2) 職員が運転免許を取得してから2年を経過していない場合
- (3) 職員の運転経験が浅く技術等が未熟である場合
- (4) 職員が交通法規に違反して罰金刑を受けてから1年を経過していない場合
- (5) 使用自家用車について対人賠償保険無制限（当該自家用車のうち自動二輪車及び原動機付自転車（以下「二輪車等」という。）

する書類を届出書に添付するものとする。

- 2 職員は、使用自家用車を公務のため運転しようとするときは、その都度自家用車公務使用承認申請書（様式第2号）により校長の承認を受けなければならない。ただし、職員が、旅行命令票に旅行の方法として自家用車を使用すること及び必要な事項を記載して当該旅行命令票を提出したときは、この限りでない。

- 3 校長は、前項の規定により自家用車の公務使用を承認した場合は、その旨を市教育委員会に報告しなければならない。

（承認基準）

第3条 校長は、前条第1項及び第2項による承認を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に承認できるものとする。

- (1) 遠足、登山、社会見学（以下「社会見学等」という。）の下見
- (2) 災害又は児童・生徒のけが等による移送のため緊急を要する場合
- (3) 通常利用できる交通機関の運行密度が極めて低い場合
- (4) その他校長が特に必要と認めた場合

- 2 校長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、承認しないものとする。

- (1) 職員の心身の状態が運転に不適当な場合
- (2) 職員が運転免許を取得してから2年を経過していない場合（市教育委員会へ協議した場合を除く。）
- (3) 職員の運転経験が浅く技術等が未熟である場合
- (4) 職員が交通法規に違反して罰金刑を受けてから1年を経過していない場合
- (5) 使用自家用車について対人賠償保険無制限（当該自家用車のうち自動二輪車及び原動機付自転車（以下「二輪車等」という。）

は5,000万円以上。ただし、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）の規定による保険金額を除く。）、搭乗者賠償保険500万円以上（二輪車等は除く。）及び対物賠償保険500万円以上（二輪車等については50万円以上）の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）の契約を締結していない場合

(6) 社会見学等の下見のため、市教育委員会へ協議した場合を除き、次のいずれかに該当する場合

ア 1日の運転時間が6時間を超える場合

イ 高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）を利用しない場合にあっては、1日の走行距離が200キロメートルを超える場合

(7) 道路状況が悪く、運転に危険を伴う場合

(8) 使用自家用車の整備点検等道路交通に関する法令等に定める基準を満たしていない場合

（旅費及び実費弁償）

第4条 旅費及び実費弁償は、県費予算の範囲内で県の支給規定によるものとする。

（損害賠償責任等）

第5条 使用自家用車により、交通事故を起こした場合における損害賠償等については、次によるものとする。

(1) 第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例

は5,000万円以上。ただし、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）の規定による保険金額を除く。）、搭乗者賠償保険500万円以上（二輪車等は除く。）及び対物賠償保険500万円以上（二輪車等については50万円以上）の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）の契約を締結していない場合

(6) 1日の運転時間が6時間を超える場合（社会見学等の下見のため、市教育委員会へ協議した場合を除く。）

(7) 高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）を利用しない場合にあっては、1日の走行距離が200キロメートルを超える場合（社会見学等の下見のため、市教育委員会へ協議した場合を除く。）

(8) 道路状況が悪く、運転に危険を伴う場合

(9) 使用自家用車の整備点検等道路交通に関する法令等に定める基準を満たしていない場合

（旅費及び実費弁償）

第4条 旅費及び実費弁償は、県費予算の範囲内で県の支給規定によるものとする。

（損害賠償責任等）

第5条 使用自家用車により、交通事故を起こした場合における損害賠償等については、次によるものとする。

(1) 第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例

による。この場合において、当該使用自家用車に係る自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）による責任保険（責任共済を含む。）及び任意保険の保険金を優先して当該損害賠償に充当するものとする。 （２）使用自家用車がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は、市が負担する。 ２ 前項の規定は、使用自家用車が交通事故以外で第三者の責による損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを立証した場合においても同様とする。 ３ 使用自家用車を運転した職員に故意又は重大な過失があると認めたときは、前各項の規定による損害の賠償に対し、市は当該職員に対し求償することができるものとする。	による。この場合において、当該使用自家用車に係る自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）による責任保険（責任共済を含む。）及び任意保険の保険金を優先して当該損害賠償に充当するものとする。 （２）使用自家用車がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は、市が負担する。 ２ 前項の規定は、使用自家用車が交通事故以外で第三者の責による損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを立証した場合においても同様とする。 ３ 使用自家用車を運転した職員に故意又は重大な過失があると認めたときは、前各項の規定による損害の賠償に対し、市は当該職員に対し求償することができるものとする。
--	--

議案第 4 号

松本市公民館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

近年の気候変動の実態等を鑑み、冷暖房の期間に係る所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

松本市公民館条例施行規則第7条（冷暖房の期間）を削るもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

担当	生涯学習課
課長	廣田 圭男
電話	32-1132

松本市公民館条例施行規則（昭和39年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市公民館条例施行規則 昭和39年4月1日 教育委員会規則第3号 〔略〕 （冷暖房の期間） 第7条 冷暖房の期間は、次に定めるところによる。 （1）冷房 7月1日から9月10日まで （2）暖房 11月1日から翌年3月31日まで 2 前項の期間は、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 （印刷） 第8条 印刷機により印刷をしようとする者は、別表第5に掲げる費用を負担しなければならない。 （公民館委員） 第9条 公民館の事業を効果的に行うため、各公民館に公民館委員を置く。 2 公民館委員は、運営、館報、図書、視聴覚、体育及び文化の各部門を担当する。 3 公民館委員は、各公民館長が委嘱する。 （補則） 第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。 〔略〕 別表第5（第8条関係）	○松本市公民館条例施行規則 昭和39年4月1日 教育委員会規則第3号 〔同左〕 （冷暖房の期間） 第7条 冷暖房の期間は、次に定めるところによる。 （1）冷房 7月1日から9月10日まで （2）暖房 11月1日から翌年3月31日まで 2 前項の期間は、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 （印刷） 第7条 印刷機により印刷をしようとする者は、別表第5に掲げる費用を負担しなければならない。 （公民館委員） 第8条 公民館の事業を効果的に行うため、各公民館に公民館委員を置く。 2 公民館委員は、運営、館報、図書、視聴覚、体育及び文化の各部門を担当する。 3 公民館委員は、各公民館長が委嘱する。 （補則） 第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。 〔同左〕 別表第5（第7条関係）

議案第 5 号

松本市Mウイング文化センター条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

近年の気候変動の実態等を鑑み、冷暖房の期間に係る所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

松本市Mウイング文化センター条例施行規則第7条（冷暖房の期間）を削るもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

担当 生涯学習課

課長 廣田 圭男

電話 32-1132

松本市Mウイング文化センター条例施行規則（平成12年教育委員会規則第15号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市Mウイング文化センター条例施行規則 平成12年2月28日 教育委員会規則第15号 〔略〕 （冷暖房の期間） 第7条 冷暖房の期間は、次に定めるところによる。 （1）冷房 7月1日から9月10日まで （2）暖房 11月1日から翌年の3月31日まで 2 前項の期間は、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 （補則） 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。	○松本市Mウイング文化センター条例施行規則 平成12年2月28日 教育委員会規則第15号 〔同左〕 （冷暖房の期間） 第7条 冷暖房の期間は、次に定めるところによる。 （1）冷房 7月1日から9月10日まで （2）暖房 11月1日から翌年の3月31日まで 2 前項の期間は、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 （補則） 第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

教 育 委 員 会 資 料
6 . 6 . 2 8
文 化 財 課

議案第 6 号

松本市指定文化財の指定について

1 趣 旨

令和6年3月6日付け松本市教育委員会諮問第5号で松本市文化財審議委員会に諮問し、5月24日に答申のあった下記物件について、松本市文化財保護条例に基づき松本市指定文化財として指定を行うものです。

2 指定する文化財

(1) 名称・区分・所在地

名称	指定区分	所在地
廣澤寺蔵 元版五燈会元	重要文化財 (典籍類)	里山辺5112 (廣澤寺)
師岡総本家伝来松本城中絵図 (水野氏時代松本城下町絵図)	重要文化財 (歴史資料)	大手3丁目2番21号 (松本市立博物館)
元禄期松本城下絵図	重要文化財 (歴史資料)	丸の内4番1号 (文化財課)

(2) 指定理由

別添物件概要書のとおり

(3) 適用条文

松本市文化財保護条例第3条、同条例施行規則第2条第1項

3 答申書(写)

別紙のとおり



担当	文化財課
課長	田多井 用章
電話	34-3292

松本市指定文化財概要書

- 1 指定区分 松本市重要文化財
- 2 名 称 廣澤寺蔵 元版五燈会元（こうたくじぞう げんぼんごとうえげん）
- 3 所 在 地 里山辺5112（廣澤寺）
- 4 所 有 者 廣澤寺

5 物件の概要

- (1) 員 数 20巻
- (2) 年 代 鎌倉時代
- (3) 形 態 冊子
- (4) 内 容

「五燈会元」は中国の南宋時代に成立した禅宗の歴史を記した書である。これは宋版と呼ばれており、廣澤寺所蔵のものは元の時代に編集・印刷されたもの(元版)である。元版の五燈会元は世界でも数点しか確認されておらず、貴重な典籍といえる。

6 指定理由および根拠

(1) 指定基準

ア 種 別 4 典籍類

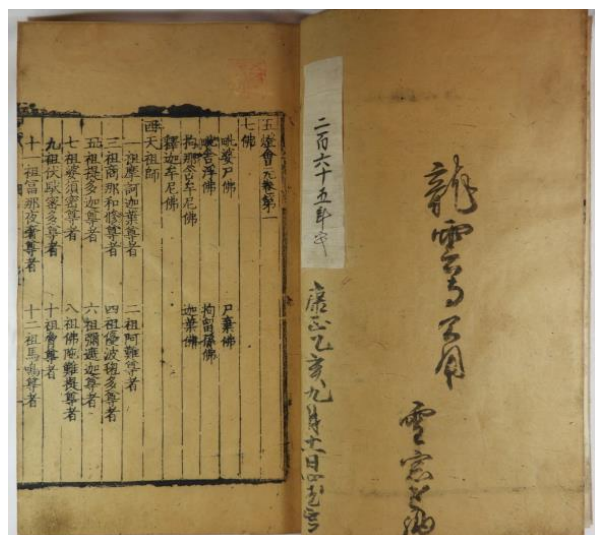
イ 基 準 1 原本若しくは優秀な古写本又は系統的、歴史的にまとまったもので、この地方の文化史上重要と認められるもの

(2) 指定理由

『五燈会元』は日本や中国で版が重ねられているが、廣澤寺に伝わるものは初期の版に属すること、現存するものが少ないなかで完全な状態で残っていることで禅宗史上貴重な典籍である。中国から日本へ伝来したもので、東アジアにおける文化交流と大陸文化の地方への広がりを示す史料である。また、松本地方に関係する武士と考えられる名前が寄進者等として書き込まれており、それら氏族の存在や当時の政治情勢を伺うことができる点で、地域史料としての価値も高い。

7 その他参考となる資料

廣澤寺誌編纂委員会『龍雲山廣澤寺誌』（令和2年5月）



松本市指定文化財概要書

- 1 指定区分 松本市重要文化財
- 2 名 称 師岡総本家伝来松本城中絵図（水野氏時代松本城下町絵図）
- 3 所 在 地 大手3丁目2番21号（松本市立博物館）
- 4 所 有 者 松本市

5 物件の概要

- (1) 員 数 1点
- (2) 年 代 江戸時代前期（水野氏時代）
- (3) 形 態 軸
- (4) 内 容

紙本着色。寸法2330mm×1310mm。城下町絵図のうち城郭を中心に詳しく描く。堀・河川を青色で描き、周囲の山に淡緑色を配する。薄茶色に塗った道の中に朱線を引き、中でも善光寺街道と城内へ通じる朱線を太く描く。町や堀には長さを表記し、武家地については間口と奥行きの寸法を明示し、表門がどちらに開いているかを門の形で示す。歩行（徒歩）と足輕の屋敷にはその記載はない。

6 指定理由および根拠

(1) 指定基準

ア 種 別 9 歴史資料

イ 基 準 1 政治、経済、社会、文化等この地方の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

(2) 指定理由

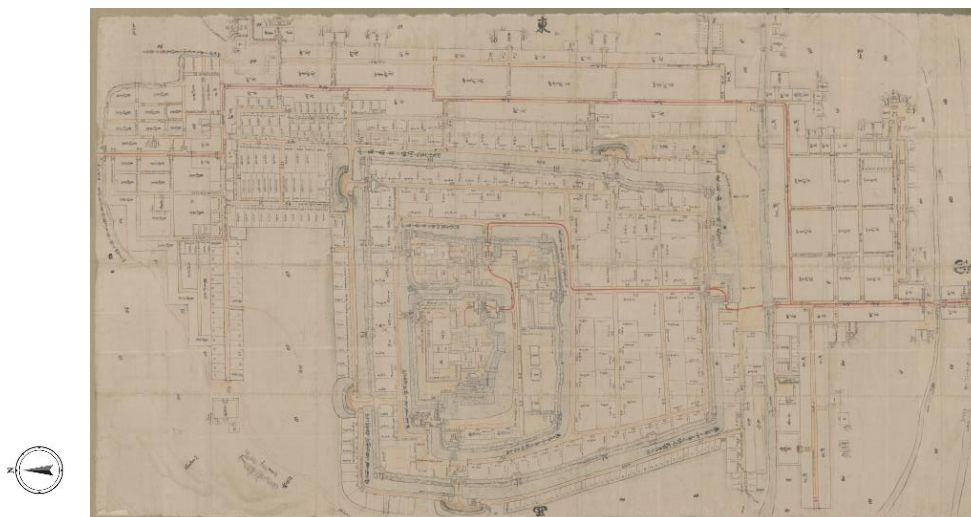
この絵図は水野氏時代の城郭や武家地の様子を詳細に描いていて、松本城の城郭部分を見るうえで有益な資料である。また、道路には朱線が引かれており、当時の主要道路の様子も知ることができる。

7 その他参考となる資料

『松本城・城下町絵図集』（松本市教育委員会）

『国宝松本城 解体・調査編』（松本市教育委員会）

金井圓「松本城下絵図のこと」（『地方史のとびらを開く』北樹出版）



松本市指定文化財概要書

- 1 指定区分 松本市重要文化財
- 2 名 称 元禄期松本城下絵図
- 3 所 在 地 丸の内4番1号（文化財課）
- 4 所 有 者 松本市
- 5 物件の概要
 - (1) 員 数 1点
 - (2) 年 代 江戸時代前期（水野氏時代）
 - (3) 形 態 巻
 - (4) 内 容

紙本墨画。寸法4430mm×2080mm。黒一色で描き一部に朱書きがある。武家地は徒士以上の屋敷には記名をし、北部の足軽屋敷地には記名がない。それに比して町人地の記述は詳しく、間口・住居者名・檀那寺名・居住する男女の数、ところによって職種が書かれている。これはこの絵図の大きな特徴である。

6 指定理由および根拠

(1) 指定基準

ア 種 別 9 歴史資料

イ 基 準 1 政治、経済、社会、文化等この地方の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

(2) 指定理由

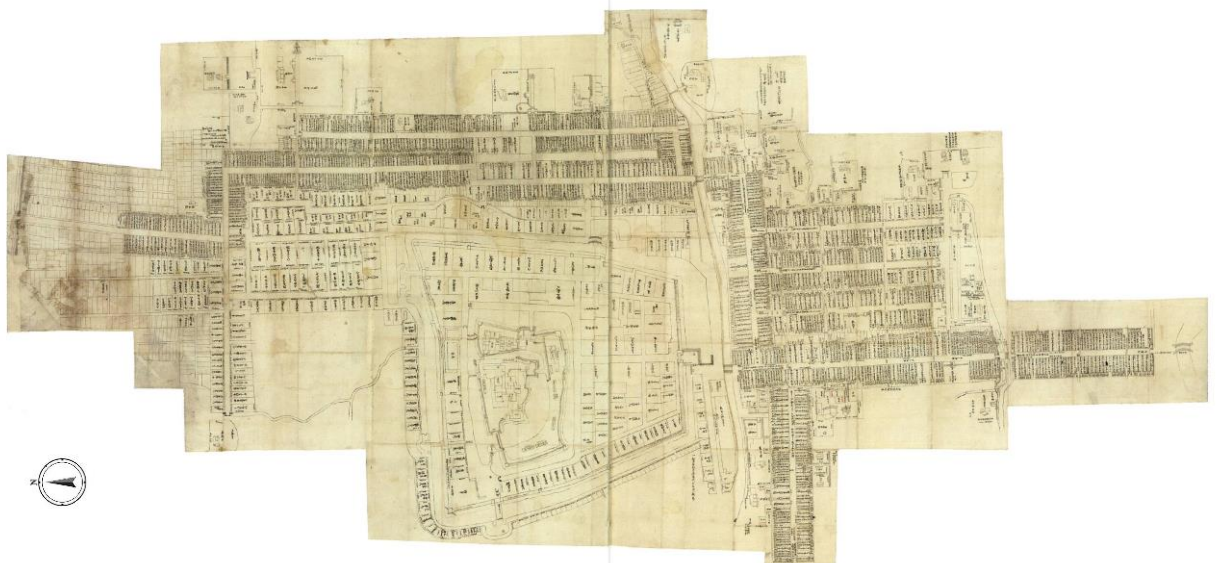
この絵図は水野氏時代に属するもので、地元に残る年代が分かる最古の絵図といえる。とくに町人地の様子が詳しく、屋敷割や住人の数や菩提寺が網羅されているので、元禄期松本城下の町人地の姿を究明する上で貴重な資料である。

7 その他参考となる資料

『松本城・城下町絵図集』（松本市教育委員会）

光成由佳・服部亜由未「元禄期松本城下絵図」からみる町人地」

（『馬場家研究報告2017』）



○「松本市文化財保護条例」より抜粋
(指定)

第3条 松本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の規定による文化財で、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。

(1) 松本市重要文化財
前条第1号に規定する文化財で重要なもの

○「松本市文化財保護条例施行規則」より抜粋
(指定基準及び指定書の交付)

第2条 条例第3条の規定による指定は、別表第1の指定基準によって行うものとする。
別表第1（第2条、第5条関係）

区分	種別		指定（認定）基準
松本市重要文化財	4 典籍類	和書、漢籍、著述稿本等の写本類及び版本類	<指定基準> 1 左記のうち原本若しくは優秀な古写本又は系統的、歴史的にまとまったもので、この地方の文化史上重要と認められるもの
	9 歴史資料		<指定基準> 1 政治、経済、社会、文化等この地方の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの (後略)



令和6年5月24日

松本市教育委員会 様

松本市文化財審議委員会
委員長 山本 雅道

松本市重要文化財の指定について（答申）

令和6年3月6日付け松本市教育委員会諮問第5号で諮問のあった、松本市重要文化財の指定について、審議の結果、下記のとおり指定することが適当な旨、答申します。

記

1 指定することが適当と認める物件

名 称	指定区分	所 在 地
廣澤寺蔵 元版五燈会元	重要文化財 (典籍類)	里山辺 5112 (廣澤寺)
師岡総本家伝来松本城中絵図 (水野氏時代松本城下町絵図)	重要文化財 (歴史資料)	大手 3 丁目 2 番 21 号 (松本市立博物館)
元禄期松本城下絵図	重要文化財 (歴史資料)	丸の内 4 番 1 号 (文化財課)

議案第 9 号

松本市立博物館本館・分館の臨時開館について

1 趣旨

観覧者の利便性向上を図るため、松本市立博物館本館・分館の臨時開館を実施することについて協議するものです。

2 臨時開館施設

- (1) 松本市立博物館、松本民芸館、松本市はかり資料館、松本市時計博物館

令和6年8月13日（火）

- (2) 松本市高橋家住宅

令和6年8月13日（火）～8月16日（金）

- (3) 松本市安曇資料館

令和6年7月16日（火）～8月16日（金）

※期間中の平日を臨時開館。土・日・休日は通常どおり開館

3 周知方法

- (1) 広報まつもと8月号へ掲載します。
(2) 松本市公式ホームページへ掲載します。
(3) 松本まると博物館ホームページへ掲載します。

4 その他

本館の開館時間を夏季繁忙期にあわせ、下記のとおり延長します。

- (1) 期間 令和6年8月10日（土）～8月18日（日）
(2) 開館延長時間

変更前：午前9時～午後5時

変更後：午前9時～午後6時

担当 博物館

館長 加藤 孝

電話 32-0133

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

教育委員会資料
6. 6. 28
教 育 政 策 課

報告第 1 号

令和6年松本市議会6月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会6月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

6月10日（月）から6月27日（木）まで18日間

一般質問 6月17日（月）から19日（水）まで3日間

経済文教委員会・協議会 6月20日（木）

3 審査内容及び結果

(1) 経済文教委員会審査

ア 請願

(ア) 案件

- a 請願第7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
- b 請願第8号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書
- c 請願第9号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書

(イ) 集約結果

上記の請願3件については、全会一致で採択されました。

イ 議案

(ア) 案件

- a 議案第13号 令和6年度松本市一般会計補正予算（第1号）

【歳出】

特色・魅力のある学校づくり事業費追加（委託料）	2,840 千円
部活動の地域移行促進事業費追加（委託料・補助金）	16,540 千円
不登校児童生徒支援事業費（事務費等・工事請負費）	4,330 千円
長寿命化改良事業費追加（委託料・工事請負費）	122,210 千円
更衣スペース環境整備事業費（工事請負費・学校用備品購入費）	25,500 千円
学校施設整備事業費追加（委託料）	3,240 千円
丸ノ内中学校改築事業費（委託料）	10,060 千円
更衣スペース環境整備事業費（工事請負費・学校用備品購入費）	21,250 千円
補助金追加（空港周辺地区集会施設整備）	660 千円
あがたの森文化会館管理運営費追加	320 千円

公民館管理運営費追加（委託料）	11,190 千円
公民館等長寿命化事業費追加（事務費等）	6,150 千円
図書館サービス向上事業費（事務費等・委託料・初度調弁費）	5,610 千円
博物館管理運営費追加（事務費等・委託料・工事請負費）	47,190 千円
博物館事業費追加（事務費等）	1,310 千円
旧開智学校校舎保存活用事業費追加（事務費等・委託料）	23,050 千円
文化財保存管理費追加（事務費等）	670 千円
史跡弘法山古墳再整備事業費追加	80 千円
教育文化センター再整備事業費（事務費等・委託料）	19,080 千円
学校給食センター再整備事業費追加（事務費等・委託料）	63,600 千円

【歳入】

県支出金

空港周辺地区集会施設整備補助金	660 千円
地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金	10,620 千円
不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業委託金	770 千円

財産収入

博物館物品売払収入追加	5,000 千円
-------------	----------

市債

旧市立博物館解体事業費充当債	41,100 千円
----------------	-----------

b 議案第 17 号 令和 6 年度松本市松本城特別会計補正予算（第 1 号）

【歳出】

国宝松本城天守耐震対策事業費（事務費等・委託料）	78,920 千円
--------------------------	-----------

【歳入】

繰入金

松本城施設整備基金繰入金追加	74,020 千円
----------------	-----------

ウ 審査結果

上記の議案 2 件については、原案どおり可決されました。

(2) 経済文教委員協議会

ア 協議事項

市立特別支援学校の設置について

イ 報告事項

(ア) 市立中学校部活動の外部指導者による不祥事について

(イ) 高綱中学校における事故について

ウ 委員から出された主な意見等

(ア) 市立特別支援学校の設置について

a 市立で設置していくとはいえ、教員の体制や配備については県教委との連携や協力が必要になると思うので、教育委員会同士やトップ同士で県との対話を深めたり、より頻繁に対話を行うなど、積極的に取り組んでもらいたい。

b 市立特別支援学校が、松本市におけるインクルーシブな学びの環境のシンボルであるならば、支援が必要な子どもたちとそうではない子どもたちが、同じ敷地

内で、のびのびと交流しながら学び合っている姿が、松本市全体の学び合いの風景につながるよう、設置に向けて力強く進めていってほしい。

(イ) 市立中学校部活動の外部指導者による不祥事について

- a 指導を受ける子どもたちに関しては、部活動指導員であれ地域アスリートであれ外部指導者であれ、同じコーチであるため、子どもを第一に考えた契約や研修をお願いしたい。
- b 一部では公表が遅かったのではという意見もあるが、今回の経過や報道を見たときに、生徒や保護者の意向を第一に考え、それに寄り添った形で教育委員会が対応してきたことは正しかったと思っている。子どもの権利に関する条例を制定する松本市であることを第一義的に考えてほしい。養護教諭に相談できる環境が校内にあったことは良かったと思っている。
- c 再発防止策に記載されていることは最低限実施してもらいたいが、研修プログラムの再考や日本版DBSのガイドラインの策定を待たずに、松本市として今後どう進めていくのかについての話し合いを、早急に進めてほしい。

(ウ) 高綱中学校における事故について

- a 草刈り機を使った事故が増加傾向にある中で、複数人での作業が徹底できていないため、緊急事態宣言的に研修の徹底とチェック体制の見直しを進めてもらいたい。
- b 教育委員会が作成したガイドラインの説明が長いと感じるため、作業前にその都度確認できるような概要版の作成や短めの研修動画の作成を検討してほしい。

エ 審査結果

- (ア) 協議事項1件は、了承と集約されました。
- (イ) 報告事項2件は、報告を受けたと集約されました。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



報告第 2 号

学都松本推進協議会委員の委嘱について

1 趣旨

学都松本推進協議会設置要綱第3条に基づき、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

別紙名簿のとおり

3 任期

- (1) 公募委員 3年 ※令和4年度に委嘱したため、今年度は委員の変更なし
- (2) 公募委員以外 1年

4 学都松本推進協議会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学都松本の推進に関すること。
- (2) 学都松本フォーラムの企画及び運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

（組織等）

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、前条第2号第4号の規定による委員の任期は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

令和6年度 学都松本推進協議会委員名簿

区分	氏名	推薦団体又は役職等	任期	在任期間
学校教育 及び 社会教育 関係者	そうま ふきこ 相馬 落子	大野川小中学校学校運営協議会	令和6年7月1日 ～ 令和7年6月30日	再任 (2期目)
	かわふね よしつぐ 川 船 義嗣	松本まると博物館友の会		再任 (5期目)
	まつやま ひろこ 松山 紘子	松本市社会教育委員		新任
	さいとう たかし 齊藤 孝資	松本城案内グループ		再任 (2期目)
	かしわざわ ゆきかず 柏澤 由紀一	松本市公民館長会		新任
	ばば あきこ 馬場 安紀子	松本地域子ども文庫・ おはなしの会連絡会		新任
家庭教育 関係者	ももせ きよこ 百瀬 清子	松本市こども会育成連合会	令和4年7月1日 ～ 令和7年6月30日	新任
	いちかわ かずひこ 市川 一彦	松本市PTA連合会		再任 (2期目)
有識者	かない ただし 金井 直	信州大学人文学部教授		再任 (2期目)
	いとう なおと 伊東 直登	長野県図書館協会会長		再任 (2期目)
公募委員	さくらい としひこ 櫻井 利彦	公募委員	令和4年7月1日 ～ 令和7年6月30日	1期目
	なかむら みちこ 中村 美智子	公募委員		2期目
	はっとり きみたけ 服部 公威	公募委員		1期目

※松本市附属機関等の設置等に関する要綱第4条第1項第7号に、委員の在任期間等は「3期又は6年を超えないものとする」と規定されていますが、川船委員は、新たにオープンした博物館の利活用を市民協働で進めるために、同条第2項第1号の規定により「当該附属機関等の所掌事務に密接な関係を有する団体を代表する者」として、選任するものです。

報告第 3 号

学都松本寺子屋事業の実施状況について

1 趣旨

令和4年度から開始した、学都松本寺子屋事業の実施状況について報告するものです。

2 制度の概要

学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整えることで、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力、自己肯定感の向上を図ります。

(1) 学都松本寺子屋事業交付金

子どもたちに学習支援や体験学習等を行う団体に交付金を交付します。

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録制度

教員OBや学生、地域の大人など、子どもたちを応援したい大人を募集し、面談等を行ったうえで、先生又はサポーターとして登録された方を必要な団体に繋げます。

3 令和5年度実績

(1) 学都松本寺子屋事業交付金申請団体

ア 実施団体	10団体（令和4年度	8団体）
イ 実施回数	378回（令和4年度	281回）
ウ 参加者数	2,833人（令和4年度	2,052人）
エ 支援者数	1,650人（令和4年度	1,259人）

	団体名	事業名	開催場所	開始月	実施回数	参加者（延べ人数）				支援者（人）
						小学生	中学生	高校生	合計	
1	NP0 法人ワークスグループ	学習支援「学びの会」	城東	4月	94	216	163	1	380	240
2	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく	第一	4月	52	92	197	102	391	474
3	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅくHATA	波田	4月	49	347	151	0	498	355
4	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく小宮	島内	4月	27	129	58	0	187	143
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒英語学習支援事業	梓川	4月	35	615	163	0	778	64
6	NP0 Links	旭町地区てらこや事業	安原	4月	52	3	134	82	219	135
7	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内	4月	52	81	24	50	155	141
8	寿小池町会	子ども広場「寺子屋」	寿	7月	3	28	0	0	28	39
9	北小松公民館	南北小松寺子屋教室	里山辺	7月	10	111	4	35	150	47
10	入山辺子ども会育成会	みんな集まれ「楽しく学ぼう会」	入山辺	7月	4	47	0	0	47	12

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録者

ア 登録者 16名（寺子屋先生10名、寺子屋サポーター6名）

イ 実施団体登録者 90名（寺子屋先生24名、寺子屋サポーター66名）

4 参加者アンケート（回答件数82件）

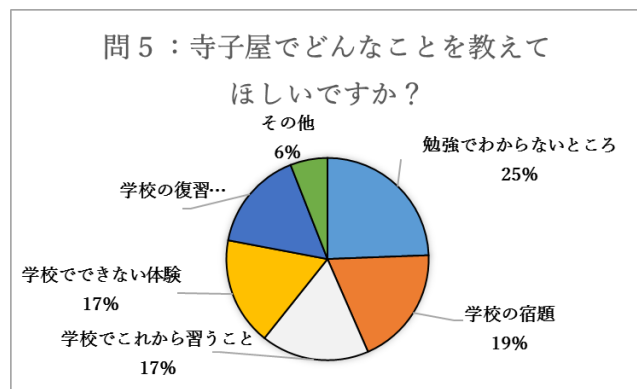
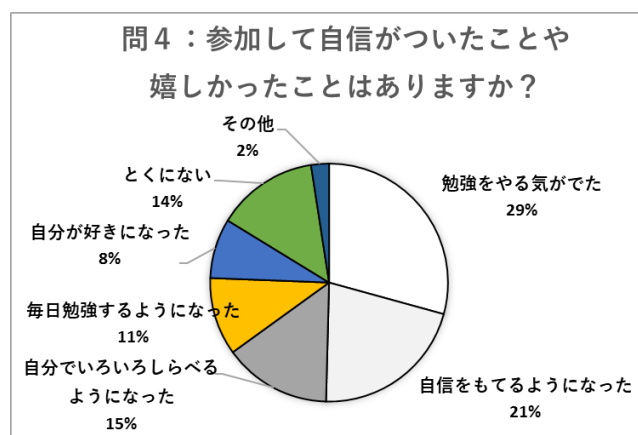
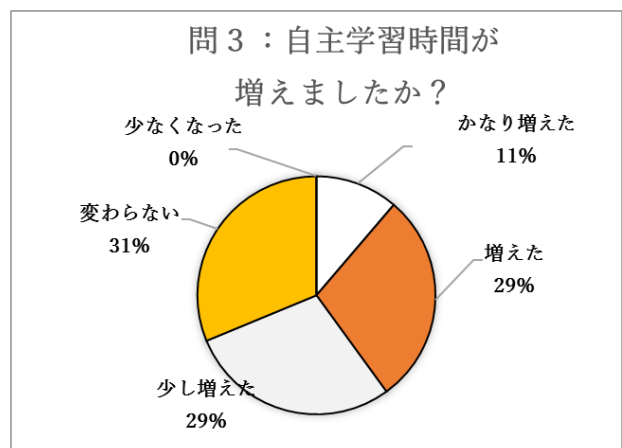
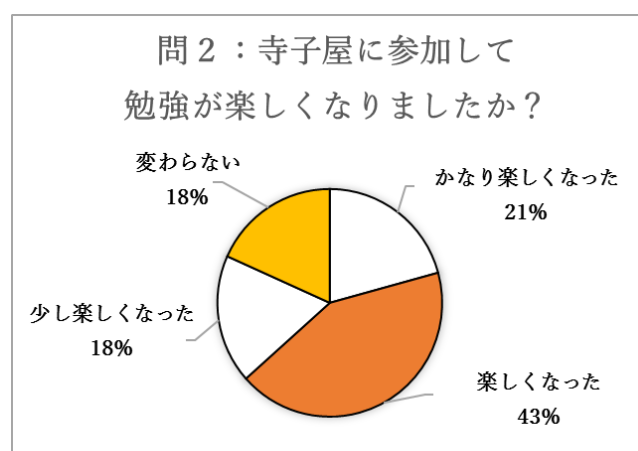
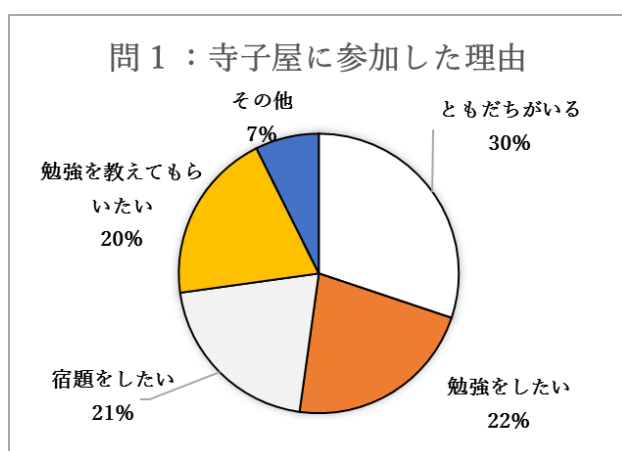
問1：寺子屋に参加した理由

問2：寺子屋に参加して勉強が楽しくなりましたか？

問3：自主学習時間が増えましたか？

問4：参加して自信がついたことや嬉しかったことはありますか？

問5：寺子屋でどんなことを教えてほしいですか？



5 令和6年度の活動状況（令和6年6月18日現在）

寺子屋事業交付金申請団体 9団体（継続8団体、新規1団体）
申請調整中の団体 4団体（継続1団体、新規3団体）

	団体名	事業名	開催地区	開催場所
1	NPO 法人ワーカーズ コープ	学習支援「学びの会」	城東	元町児童館
2	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく	第一	中央公民館
3	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅくHATA	波田	波田公民館
4	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく小宮	島内	ウットタウン小宮公民館
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒英語学習支援事業	梓川	梓川公民館
6	NPO Links	旭町地区てらこや事業	安原	安原地区公民館
7	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内 中山	庄内地区公民館 中山公民館
8★	安曇小学校放課後の居場所検討会	寺子屋AZUMI	安曇	安曇育成館
9	入山辺子ども会育成会	みんな集まれ「楽しく学ぼう会」	入山辺	入山辺公民館
10	北小松公民館	南北小松寺子屋教室	里山辺	北小松公民館
11★	乗鞍地域	調整中	安曇	ふれあいパーク乗鞍
12★	寿田町町会	調整中	寿	寿田町町会公民館
13★	新規団体	調整中		市内全域

★：令和6年度新規団体

6 今年度の予定

- (1) 市内全域に活動の場が広がるよう、制度の周知や紹介を進めます。
- (2) 参加する子どもや保護者向けの情報として、各団体を紹介する動画を作成し、YouTubeやホームページ等で公開します。
- (3) 町会連合会や町内公民館などの地縁団体への呼びかけを強化し、寺子屋事業実施団体を松本市内全域に広めていきます。
- (4) 交付金申請団体へのアンケート調査や情報交換会を開催し、事業の効果や課題を明確にして、学都松本を実現する持続可能な仕組みを構築します。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

報告第 4 号

松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条の規定に基づき、当該委員会の委員を新たに委嘱することについて報告するものです。

2 設置目的

児童生徒の結核感染防止、感染者及び発病者の早期発見・早期治療、患者発生時の対応の3つの結核対策を進めるにあたり、学校保健と地域保健が円滑な連携を図り、結核対策をさらに充実・強化するため、委員会を設置しています。

3 委員名簿（案）

別紙のとおり

4 任期

令和6年7月3日から令和7年7月2日まで

5 設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 松本市保健所長
- (2) 結核対策の専門家
- (3) 学校医
- (4) 学校長
- (5) 養護教諭

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当 学校教育課
課長 清沢 卓子
電話 33-9846



令和6年度 松本市立小学校、中学校結核対策委員会 委員名簿（案）

選 出 区 分	所 属 ・ 職 名 等	氏 名	在任期間等
松本市保健所長	松本市保健所 所長	こまつ ひとし 小松 仁	新任
結核対策の専門家	松本市医師会 感染症対策委員 医療法人抱生会丸の内病院 生活習慣病センター長	ごみ えいいち 五味 英一	再任 (21期21年)
学 校 医	松本市医師会 学校保健衛生委員長 田中医院 院長	たなか ひさし 田中 久	再任 (1期1年)
学 校 長	松本市立鎌田小学校 校長	やまざき けい 山崎 啓	新任
養 護 教 諭	松本市立菅野中学校 養護教諭	ながた きぬえ 永田 絹江	新任

※ 松本市附属機関等の設置等に関する要綱（以下、「要綱」という。）第4条第1項第7号において、委員の在任期間等は、「就任時3期（中途補充は4期とする。）又は6年を超えないものとする。」と規定されていますが、五味 英一氏は、「専門的な知識、経験を有する者が他に得られない等特別な事情があると認められる場合（要綱第4条第2項第2号）」に該当するため再任するものです。

報告第 5 号

松本市立中学校において使用する教科用図書の採択について

1 趣旨

令和7年度以降に使用する全ての中学校用教科用図書について、今年度新たに採択を行うにあたり、採択までの取組内容等を報告するものです。

2 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会の設置について

(1) 目的

- ア 長野県教育委員会が設定した採択地区（松本市、塩尻市、東筑摩郡及び安曇野市）の教育委員会が、採択地区内の小学校及び中学校で使用する教科用図書について、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための連絡調査を図る機関として、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- イ 協議会に教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を設け、教科用図書を共同で調査研究する。

(2) 組織

ア 協議会

構成市村（中学校組合を含む。）の教育長、教育長職務代理者、正副校長会長、保護者代表及び学識経験者

イ 調査研究委員会

採択地区内の校長会から推薦された、小学校、中学校の校長、教頭及び教諭

3 採択の方法

- (1) 調査研究委員会は、教科用図書について調査研究し、その結果を協議会へ提出
- (2) 協議会は、調査研究委員会から提出された調査結果と県からの資料をもとに、種目ごとに一種の教科用図書を選定し、これを採択地区内の各教育委員会に報告
- (3) 各教育委員会は、協議会の報告に基づいて、種目ごとに同一の教科用図書を採択

4 今後の日程

- 6月上旬 ～ 7月上旬 調査研究委員会を開催
- 6月25日～7月15日 松本市中央図書館で県主催の教科書展示会が開催
- 7月23日 協議会において一種の教科用図書を選定し、各教育委員会に報告
- 7月下旬 ～ 8月上旬 各教育委員会において教科用図書を採択

担当 学校教育課

課長 清沢 卓子

電話 33-9846



長野県内 19 会場で教科書展示会を開催します

令和7年度に使用する教科書の内容を知っていただくため、教科書見本の展示会を県内19会場で開催します。どなたでも自由にご覧いただけます。

1 展示教科書

- ・小学校、中学校、高等学校で使用する教科書
- ・特別支援学級、特別支援学校で使用する教科書及び一般図書※

※一般図書とは、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般に市販されている図書のことです。

2 展示期間

令和6年6月14日(金) から 令和6年7月18日(木) まで
展示期間及び時間は会場により異なります。
詳細は別紙をご覧ください。

3 会場

- 東 信：市立小諸図書館 佐久穂町図書館
上田市立上田図書館
- 南 信：諏訪教科書センター 上伊那教科書センター
飯田合同庁舎 下伊那教科書センター
- 中 信：松本市中央図書館 木曽町文化交流センター
大町市役所 安曇野市中央図書館
- 北 信：長野上水内教育会館
千曲市総合教育センター 須坂市生涯学習センター
更級教育館 中野市北部公民館 飯山市立図書館
- 常設展示：県立長野図書館 長野県総合教育センター



個人と社会の ウェルビーイングの実現

～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」を
とことん追求できる「探究県」長野の学び～

第4次長野県教育振興基本計画 推進中！
— 長野県教育委員会 —



デザイン制作：県民生活X未来創造推進課
※長野県教育委員会事務局より提供



(問合せ先)

担 当 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

学校企画係 竹内

電 話 026-235-7433 (直通)

E-mail kyogaku-kyokasyo@pref.nagano.lg.jp

◇令和6年度長野県教科書展示会 会場・日時◇

別紙

地域	会 場	概 要	問合せ先
東信	市立小諸図書館 小諸市相生町 3-3-3 こもろプラザ内 1 階	期 間 6月18日(火)～7月2日(火) 図 書 小・中学校用教科書 特別支援学級・特別支援学校用一般図書 時 間 平日 9時～20時 土・日・祝日 9時～18時 休館日 木(6月20日、27日)	東信教育事務所 0267-31-0250
	佐久穂町図書館 佐久穂町大字海瀬 2570 佐久穂町生涯学習館 「花の郷・茂来館」内	期 間 7月4日(木)～7月18日(木) 図 書 小・中学校用教科書 特別支援学級・特別支援学校用一般図書 時 間 10時～18時 休館日 7月8日(月)、7月16日(火)	
	上田市立上田図書館 上田市材木町 1-2-47	期 間 6月14日(金)～6月30日(日) 図 書 小・中学校用教科書 特別支援学級・特別支援学校用一般図書 時 間 平日 9時～18時30分 土・日・祝日 9時～17時 休館日 月(6月17日、24日)	
南信	諏訪教科書センター 諏訪市諏訪 1-23-10 諏訪教育博物館内	期 間 6月20日(木)～7月3日(水) 図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学級・特別支援学校用一般図書 時 間 月・火・木・金 9時～17時 水 9時～16時 休館日 土・日(6月22日、23日、29日、30日)	南信教育事務所 0265-76-6858
	上伊那教科書センター 伊那市荒井 3500-1 上伊那教育会館内	期 間 6月27日(木)～7月10日(水) 図 書 小・中・高等学校用教科書 時 間 9時～17時 休館日 土・日(6月29日、30日、7月6日、7日)	
	飯田合同庁舎 飯田市追手町 2-678	期 間 6月25日(火)～7月8日(月) 図 書 小・中・高等学校用教科書 時 間 8時30分～17時15分 閉庁日 土・日(6月29日、30日、7月6日、7日)	
	下伊那教科書センター 阿南町東條 58-1 阿南町立図書館内	期 間 6月25日(火)～7月8日(月) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 火・水・木・土・日 10時～18時 金 10時～20時 休館日 月(7月1日、8日)	
中信	松本市中央図書館 松本市蟻ヶ崎 2-4-40	期 間 6月25日(火)～7月15日(月・祝) 図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学級・特別支援学校用一般図書 時 間 火～金 9時30分～19時 土・日 9時30分～17時 休館日 6月28日(金)、7月1日(月)、8日(月)	中信教育事務所 0263-40-1975
	木曽町文化交流センター 1 階ロビー 木曽町福島 5129	期 間 6月18日(火)～7月2日(火) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時～22時 休館日 6月27日(木)	

地域	会 場	概 要	問合せ先
中信	大町市役所 1 階ロビー 大町市大字大町 3887	期 間 6月28日(金)～7月18日(木) 図 書 小・中・高等学校用教科書 時 間 8時30分～17時 閉庁日 土・日・祝日(6月29日、30日、 7月6日、7日、13日～15日)	中信教育事務所 0263-40-1975
	安曇野市中央図書館 安曇野市穂高 6765-2	期 間 7月3日(水)～7月18日(木) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 火～金 9時～20時 土・日・祝日 9時～18時 休館日 7月8日(月)、16日(火)	
北信	長野上水内教育会館 長野市中御所岡田町 15-5	期 間 6月14日(金)～7月4日(木) 図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学級・特別支援学校用一般図書 時 間 月・火・木・金 9時～17時 水 9時～正午 休館日 土・日(6月15日、16日、22日、23日、 29日、30日)	北信教育事務所 026-234-9549
	千曲市総合教育センター 千曲市大字桜堂 100	期 間 6月18日(火)～7月5日(金) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時30分～17時 休館日 土・日(6月22日、23日、29日、30日)	
	須坂市生涯学習センター 須坂市須坂 747-イ	期 間 7月4日(木)～7月18日(木) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時～22時(休館日なし)	
	更級教育館 長野市篠ノ井御幣川 1201	期 間 6月18日(火)～7月5日(金) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時～17時 休館日 土・日(6月22日、23日、29日、30日)	
	中野市北部公民館 中野市大字赤岩 1447	期 間 6月24日(月)～7月11日(木) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 9時～22時 休館日 土・日(6月29日、30日、7月6日、7日)	
	飯山市立図書館 飯山市大字飯山 1421	期 間 6月29日(土)～7月15日(月) 図 書 小・中学校用教科書 時 間 火～金 9時30分～18時 土・日・祝日 9時30分～17時 休館日 月(7月1日、7月8日) ※7月15日は開館	

次の2施設では、常設で展示していますので、年間をとってご覧いただけます。

会 場	概 要	問合せ先
県立長野図書館 長野市若里 1-1-4 ※5月31日(金)まで閉館	図 書 小・中学校用教科書 時 間 火～金 9時～19時 土・日・祝日 9時～17時 休館日 月・毎月最終金曜日、 年末・年始(12月28日～1月4日)	県立長野図書館 026-228-4500 学びの改革支援課 026-235-7433
長野県総合教育センター 塩尻市片丘南唐沢 6342-4	図 書 小・中・高等学校用教科書 特別支援学級・特別支援学校用一般図書 ※過去の採択図書も展示 ※令和7年度使用図書は6月1日(土)から展示 時 間 9時～17時 休館日 土・日・祝日	長野県総合教育センター 0263-53-8800 学びの改革支援課 026-235-7433

教育委員会資料
6. 6. 28
学校教育課

報告第 6 号

令和5年度いじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和5年度の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

- (1) 各学校において、約2か月に一度、児童生徒一人ひとりにアンケート調査を実施
- (2) 生徒指導事案の教職員による発見、本人や保護者からの訴え、これらの事案への聞き取りによる

3 調査結果の概要

別紙のとおり

4 いじめ・体罰等の傾向

- (1) 重大事態と疑われる事案が2件あり、現在も調査中です。また体罰と認められる事案は1件ありました。
- (2) 小中学校におけるいじめの認知件数は628件であり、このうち395件が解消され、解消率は62.9%でした。
- (3) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では、4年生が他学年と比較して多く97件でした。中学校では、学年が上がるにつれて少なくなる傾向があります。
- (4) いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が高く、小学校では44.0%、中学校では44.3%でした。また、本人からの訴えにより発見される割合も次に高い傾向がありました。
- (5) いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では61.4%、中学校では55.2%でした。
- (6) いじめの様態では、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では49.3%、中学校では55.1%でした。
- (7) コロナ禍を経て、子どもの運動能力の低下を心配する声が学校現場から寄せられています。同様に、人間関係づくりを十分経験できていない子同士によるいじめも一定程度あるものと思われます。

5 いじめの解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知し、認知したいじめについて校内で情報共有したうえで、早期に組織対応することを依頼しています。

- (2) いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、およそ2か月に1度の頻度で定期的なアンケートを実施しています。報告されたいじめについて学年及び学校を単位とした組織的対応が可能となるよう、対応経路について年度当初に職員間で確認することを依頼しています。
- (3) 心の健康状態をいち早く発見するために、令和5年度は、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を試験的に導入しました。今年度は、導入に伴う課題点を整理し、実施範囲の拡大を検討していきます。
- (4) いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載などにより発見されることもあるため、引き続き、教職員が威圧的にならず、児童生徒が自身の思いを表現しやすい良好な関係づくりの醸成を依頼しています。
- (5) いじめについて、調査時点で誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、児童生徒が活用できる相談機関を紹介しています。
- (6) 各校においては、学校だより等を通じて、いじめの状況や防止のための取組等を保護者や地域の方々に継続的に周知するようにしています。また、年度末の教職員の異動や、進級や学級編成に伴う職員組織改編に伴い、前年度までに発生した事案が風化しないよう、年度毎の情報共有に努めています。
- (7) SNSやオンラインゲームなどインターネットに起因するいじめも少なくないことから、松本市教育委員会は、教育研修センターの研修講座として、「情報モラル指導者研修」「デジタル・シティズンシップ研修」「学校訪問型ICT教育研修」などの講座を設け、教職員の指導力向上に努めています。また今年度も各校では、こども育成課と連携し、「子どもとメディア信州」のメディアインストラクターを講師に招き、教職員、児童生徒、保護者を対象としたメディアリテラシーやネットいじめに関する研修を行っていきます。インターネットの利用時間が長くなる長期休業前には、インターネットに起因するトラブルを回避するための指導を各校に依頼しています。
- (8) 「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（文部科学省：令和5年3月10日）により、重大事態を文部科学省に報告することが示されたことから、子どもが充実した学校生活を送ることができるよう、改めていじめ未然防止への取組を各校に依頼しています。重大事態が発生した場合には速やかに報告し対応するよう再確認しています。
- (9) 「学校いじめ防止基本方針の見直しについて（依頼）」（長野県教育委員会：令和5年8月21日）により、各校の「いじめ防止基本方針」を見直すとともにいじめへの組織的な対応が図られるよう教職員への周知を再確認しています。

【担当】

学校教育課 課長 清沢 卓子
学校支援室 室長 坂口 俊樹
電話 33-4397

1 調査結果の概要

(1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数^{注1・2)}及び体罰の認知件数

区 分	学校総数 (A)	いじめを認知した学校数	いじめを認知していない学校数	いじめの認知件数 (C)	1校あたりの認知件数 (C/A)	体罰の認知件数
小学校	29	27	2	398	13.7	1
中学校	21	16	5	230	11.0	0
合計	50	43	7	628	12.6	1

注1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされています。そのため、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

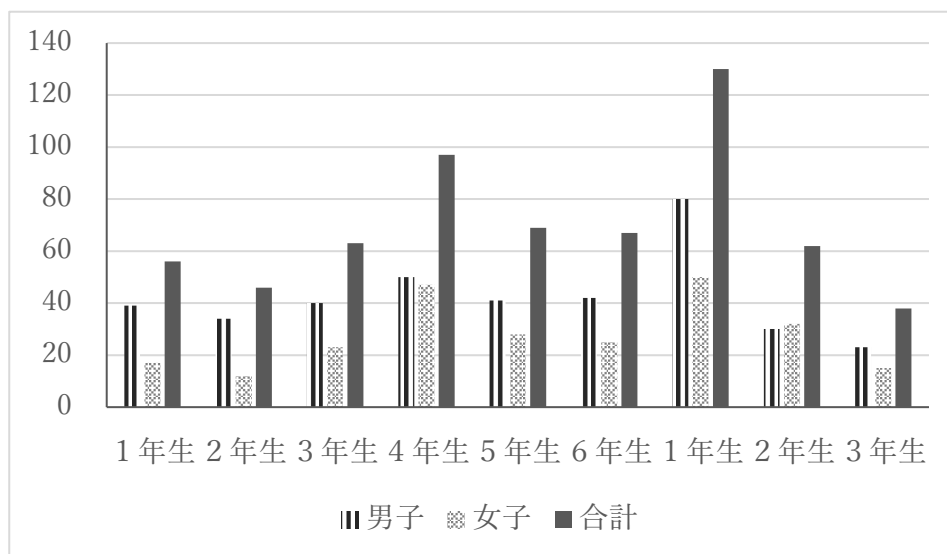
注2) 松本市における「認知件数」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数となります。

(2) いじめの現在の状況

区 分	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組中		その他 (転居等)		合計
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数
小学校	252	63.3	146	36.7	0	0.0	398
中学校	143	62.2	87	37.8	0	0.0	230
合計	395	62.9	233	37.1	0	0.0	628

(3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
男子	39	34	40	50	41	42	80	30	23
女子	17	12	23	47	28	25	50	32	15
合計	56	46	63	97	69	67	130	62	38



※図は、表をグラフ化したものです。

(4) いじめの発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
学校の教職員等が発見した	219	55.0	131	57.0	350	55.7
① 学級担任が発見した。	39	9.8	18	7.8	57	9.1
② 学級担任以外の教職員が発見した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	4	1.0	5	2.2	9	1.4
③ 養護教諭が発見した。	0	0.0	2	0.9	2	0.3
④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	1	0.3	4	1.7	5	0.8
⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。	175	44.0	102	44.3	277	44.1
学校の教職員以外からの情報により発見した。	179	45.0	99	43.0	278	44.3
⑥ 本人からの訴え	86	21.6	49	21.3	135	21.5
⑦ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	56	14.1	24	10.4	80	12.7
⑧ 児童生徒（本人を除く）からの情報	23	5.8	19	8.3	42	6.7
⑨ 保護者（本人の保護者を除く）からの情報	13	3.3	7	3.0	20	3.2
⑩ 地域の住民からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑪ 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	1	0.3	0	0.0	1	0.2
⑫ その他（匿名による投書など）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	398	100.0	230	100.0	628	100.0

(5) いじめられた児童生徒の相談状況

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 学級担任に相談した。	329	61.4	164	55.2	493	59.2
② 学級担任以外の教職員に相談した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	32	6.0	24	8.1	56	6.7
③ 養護教諭に相談した。	9	1.7	11	3.7	20	2.4
④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	8	1.5	1	0.3	9	1.1
⑤ 学校以外の相談機関に相談した。（電話相談やメール等を含む）	11	2.1	4	1.3	15	1.8
⑥ 保護者や家族等に相談した。	99	18.5	41	13.8	140	16.8
⑦ 友人に相談した。	19	3.5	19	6.4	38	4.6
⑧ その他の人（地域の人など）に相談した。	3	0.6	0	0.0	3	0.4
⑨ 誰にも相談していない。	26	4.9	33	11.1	59	7.1
合計	536	100.0	297	100.0	833	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(6) いじめの態様

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	265	49.3	162	55.1	427	51.3
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	48	8.9	16	5.4	64	7.7
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	105	19.5	49	16.7	154	18.5
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	41	7.6	4	1.4	45	5.4
⑤ 金品をたかられる。	3	0.6	3	1.0	6	0.7
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	24	4.5	14	4.8	38	4.6
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	28	5.2	17	5.8	45	5.4
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	2	0.4	12	4.1	14	1.7
⑨ その他	22	4.1	17	5.8	39	4.7
合計	538	100.0	294	100.0	832	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

教育委員会資料
6. 6. 28
学校教育課

報告第 7 号

令和5年度不登校児童生徒の状況について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で毎月実施している不登校等長期欠席児童生徒に関わる実態調査について、令和5年度の不登校児童生徒の状況及び不登校支援アドバイザーの活動や教育支援センター（旧中間教室）の状況を報告するものです。

2 児童生徒の状況（別紙参照）

- (1) 累計30日以上欠席している不登校児童生徒数は、前年度と比較して、小学校では157名、中学校では60名増加しています。
- (2) 教育支援センターの年間利用状況は、令和5年度で小学生104名、中学生68名となり、令和4年度の年間利用状況（小学校63名、中学校53名）を上回る人数となっています。

3 不登校児童生徒への支援

(1) 各校の取組み

ア 校内教育支援センター（旧校内中間教室）

学校支援室では、山間小規模校を除く全小中学校に、不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象として支援を行う自立支援教員を41校に43名配置し、校内にも教育支援センターを設置して支援を継続しています。児童生徒が安心して過ごせる居場所となるように、学習のみならず他者と交流を図ることのできる環境を、一層充実できるよう努めています。（校内教育支援センター設置数は、令和6年2月29日現在で39校）

イ オンライン授業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒が、自宅や校内教育支援センターから原学級の授業をオンライン受講できるようにしています。

ウ 本市のガイドラインを全小中学校に周知し、不登校児童生徒の出席の扱いや学習状況の評価を適切に行っています。

(2) 不登校支援アドバイザーによる支援（別紙参照）

不登校支援アドバイザーは、市内小中学校に加え、こども部が連携する「はぐルッポ」、「フリースペース十色」などを訪問し、学校外に居場所を求めている児童生徒に関する情報を共有し、その子どもが抱えている困難さや不安な状況を理解するように努めています。また、公民館の協力のもと、「ほっとスペース笹賀・松原」の運営を行い、不登校児童生徒およびその保護者が安心できるよう関わりを深めています。（計89日、計41名参加）

これらの居場所で見られる子どもの活動の様子は、各学校と共有するとともに、

具体的な支援のあり方を助言しています。

(3) 教育支援センターによる取組み（別紙参照）

ア 以前の「中間教室」から昨年度は「教育支援センター」という名称に変更し、愛称も付けました。また教育支援センターに関するホームページもリニューアルしました。今後もより利用しやすい居場所となるよう努めていきます。

イ 南部方面への支援

市の南部に居住する不登校児童生徒が教育支援センターを利用できるように、令和5年8月に「寿教育支援センターよつば」を開所しました。子どもの思いや願いを聞きながら活動を考え、運動や遊び等の体験的な学習を取り入れています。

ウ 元気Upサッカー教室

教育支援センターを利用している児童生徒や不登校傾向のある児童生徒を対象として、松本山雅FCの協力のもと開催される「元気Upサッカー教室」を紹介し、参加を促しています。サッカーを通じて、体力向上を図るだけでなく、他者と楽しく交流する活動を持つようにしています。令和5年度は合計3回実施し72名の参加がありました。

(4) 元気Up教育相談

児童生徒、保護者及び教職員を対象として、精神科医師およびスクールソーシャルワーカーによる教育相談を年8回実施しました。教育と医療および福祉の連携を図り、子どもの様々な状況に応じた迅速な対応に努めています。（計52名利用）

4 不登校児童生徒を支える教職員への支援

(1) 研修会の開催

自立支援教員を対象とした研修会で、不登校支援アドバイザーや指導主事等による講話や自立支援教員間で情報交換を行っています。（令和5年度は計5回の指定研修を開催）

教職員研修では、5月から12月の間に、①不登校に関する研修会を1回、②発達障がい詳しい専門家を講師とする研修会を計7回実施しました（①51名参加、②約310名参加）。

(2) 不登校支援アドバイザーによる学校訪問

不登校支援アドバイザーは、定期的に学校を訪問し、校長、教頭、支援に携わる教職員との面談を行い、不登校児童生徒の状況について情報を共有するとともに、支援の方向性について助言しています。

定期的な学校訪問により、児童生徒の状況を把握するとともに、必要に応じて、教育支援センターや元気Up教育相談等に関わる情報を提供するなど、多面的な支援を進めています。

(3) スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

市内全小学校において、SSWと指導主事によるスクリーニング会議を実施し、SSWや指導主事が、要望のある小学校へ継続支援する体制を整えています。令和6年度は、新たに市費のSSWを1名増員した計5人体制で、市内全小学校に対して行っていたスクリーニング会議を中学校にも拡大して実施し、学校と医療福祉と

の連携を図っていきます。

5 不登校児童生徒への支援に係わる課題と今後の展望

- (1) 不登校傾向のある児童生徒を含め、全ての子どもの支援ニーズを早期に発見するシステムとして「心の健康観察」の導入が期待されています。本市においても、潜在的な支援ニーズがありながらも支援が届かなかった子どもに対して、必要な支援を早期に実現するために、令和5年度は12月中旬以降から1か月間、小学校1校、中学校1校において試験的な導入を行いました。令和6年度は、課題を共有しながら、このシステムの実施校を段階的に拡大していくことを検討していきます。
- (2) 不登校児童生徒への対策として、オンラインでの学習支援を今後も継続していきます。また家庭から出られない子どもが他者と交流するきっかけ作りとして、オンラインで交流する機会の設定を検討していきます。
- (3) 令和6年度開所したインクルーシブセンターに、特別支援教育の実践的経験が豊富な教員をインクルーシブ教育推進専門員として任用しました。各校を巡回訪問し、特別支援教育の課題を共有したうえで、特別支援教育コーディネーターを中心に指導助言を行い、各学校の支援力を高め、子どもが自分らしくいられる学習環境の整備を目指します。
- (4) 教職員が、不登校児童生徒や発達障がいのある児童生徒への理解を一層深め、きめ細やかな支援を行うことができるよう、研修を継続していきます。今後の研修は、以下のとおり予定されています。

日程	講座名
4月15日	講師対象研修講座Ⅰ (実施済み)
4月22日	自立支援教員研修会Ⅰ (実施済み)
5月10日	不登校児童生徒の理解と支援 (実施済み)
6月 5日	インクルーシブ研修Ⅰ (理論編) (実施済み)
6月24日	特別支援教育コーディネーター研修Ⅰ (実施済み)
6月25日	特別支援教育支援員研修 (実施済み)
7月 4日	校長・特別支援教育コーディネーター合同研修
7月 8日	インクルーシブ研修Ⅱ (実践編)
7月29日	特別支援教育研修Ⅰ 障がいの理解と合理的配慮
9月 5日	特別支援教育研修Ⅱ 障害の理解と支援
9月24日	自立支援教員研修会Ⅱ
10月22日	特別支援教育研修Ⅲ 生活単元学習の授業づくり
11月18日	特別支援教育コーディネーター研修Ⅱ
1月27日	自立支援教員研修会Ⅲ

【担当】

学校教育課 課長 清沢 卓子

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397

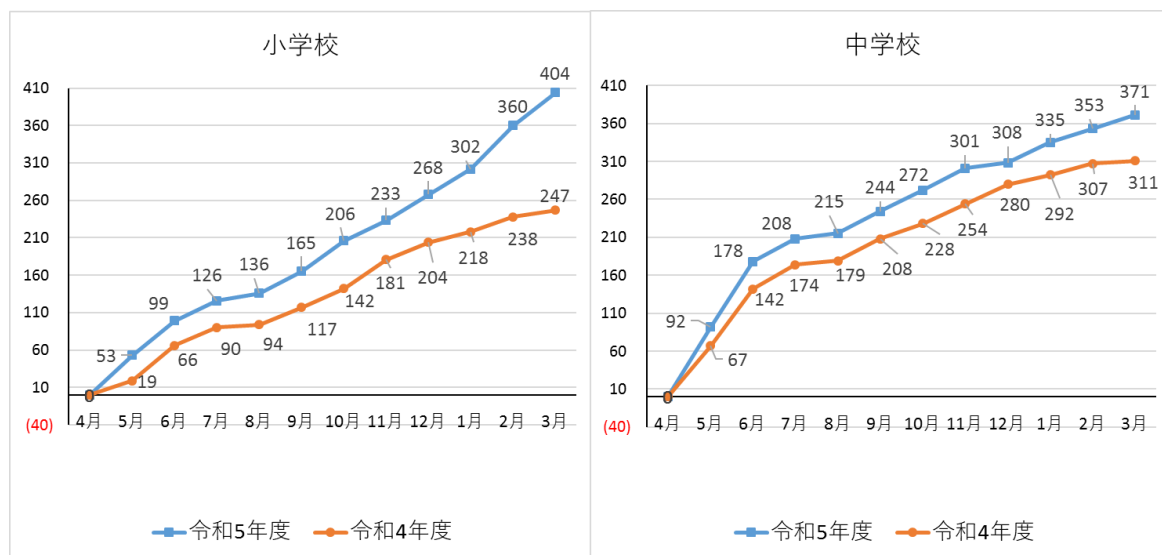
1 児童生徒の欠席状況

(1) 月半数以上欠席している児童生徒数及び累計30日以上欠席している児童生徒数

校種	年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	令和5年度	月半数以上欠席数	109	136	147	152	160	149	176	184	197	212	221	193
		(内月全欠生徒数)	30	46	44	51	67	39	45	49	46	59	55	54
		累計30日以上欠席数(不登校)	0	53	99	126	136	165	206	233	268	302	360	404
	令和4年度	月半数以上欠席数	72	98	112	114	117	113	139	148	147	163	165	155
		(内月全欠児童数)	2	24	28	37	53	25	31	38	49	49	56	42
		累計30日以上欠席数(不登校)	0	19	66	90	94	117	142	181	204	218	238	247
中学校	令和5年度	月半数以上欠席数	207	253	262	256	266	282	290	314	298	320	324	287
		(内月全欠生徒数)	52	69	63	71	119	78	111	102	62	122	112	90
		累計30日以上欠席数(不登校)	0	92	178	208	215	244	272	301	308	335	353	371
	令和4年度	月半数以上欠席数	163	196	220	235	245	260	268	283	286	288	317	286
		(内月全欠児童数)	32	62	57	70	128	81	75	77	84	104	115	86
		累計30日以上欠席数(不登校)	0	67	142	174	179	208	228	254	280	292	307	311

注) 月半数以上欠席している児童生徒数と全欠児童生徒数には、病気による欠席や民間施設への登校などを理由とする欠席者も含まれています。

(2) 累積30日以上欠席している児童生徒数(不登校数)の推移と前年度比較



2 不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況(年度間)

(1) 学校訪問回数(回)

	小学校	中学校	合計
令和5年度	95	87	182
令和4年度	104	103	207

(2) 訪問形態（回）

	面談（学校訪問＋家庭訪問＋支援会議）	児童生徒観察（授業参観）	支援会議 あるぶ連絡会	家庭訪問	中間教室等 訪問	ほっとスペース （松原）	ほっとスペース （笹賀）
令和５年度	239	383	23	17	44	42	46
令和４年度	251	423	33	16	30	59	4

(3) 面談相手（回）

	校長	教頭	生徒指導不登校支援等担当	児童生徒	保護者	養護教諭等	学級担任
令和５年度	163	264	153	62	148	46	63
令和４年度	154	312	155	33	60	51	87

3 教育支援センター（旧：中間教室）の状況

(1) 通所児童生徒の状況

ア 教育支援センター通所児童生徒数の１０年間の推移（人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童	7	12	11	6	17	21	33	45	63	123
生徒	48	46	39	47	53	37	29	40	53	88
全体	55	58	50	53	70	58	62	85	116	211
復帰	33	26	18	23	38	19	45	24	32	

イ 在籍児童生徒数（人）※入室届の提出なく利用がある場合を含む

	山辺		鎌田		波田		寿		合計	
	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度
児童	38	47	0	19	25	32	0	25	63	123
生徒	15	21	27	34	11	17	0	16	53	88
合計	53	68	27	53	36	49	0	41	116	211

注１）寿教育支援センターの数値は、令和５年８月の開所から３月末までのもの。

注２）ある生徒が複数の教育支援センターを利用した場合、利用したそれぞれの教育支援センターで当該生徒数をカウントする実利用者数ではなく、令和５年度は、児童生徒１名が仮に複数の教育支援センターを利用していたとしても１か所の教育支援センターでカウントしている。

(2) 保護者や学校との連絡相談の現状（回）

	山辺	鎌田	波田	寿	合計
面接相談	359	222	70	61	712
家庭訪問	0	0	1	0	1
学校訪問	19	9	2	15	45
電話相談	478	76	213	69	836
関係諸機関連絡等	16	108	82	81	287

注）寿教育支援センターの数値は、令和５年８月の開所から３月末までのもの。

報告第 8 号

中央図書館の開館時間延長について

1 趣旨

夏期の図書館利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館の開館時間を延長することについて報告するものです。

2 実施内容

(1) 実施日

令和6年7月20日～8月18日の土曜日及び日曜日並びに祝日（計11日）

※市内小中学校 夏休み期間 7月20日（最早）～8月26日（最遅）
（開智小学校 7月24日～8月21日、丸ノ内中学校 7月20日～8月21日）
（深志高校 7月27日～8月20日、美須々ヶ丘高校 7月27日～8月25日）
県ヶ丘高校 7月27日～8月22日、蟻ヶ崎高校 7月24日～8月20日）

(2) 開館時間の延長内容

「9時30分から17時まで」を「9時30分から18時まで」に1時間延長

3 周知方法

(1) 図書館の館内掲示により周知します。

(2) 市ホームページ、図書館ホームページ、図書館 Facebook、図書館 X(旧 Twitter)に掲載します。

担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32-0099

教育委員会資料
6. 6. 28
中央図書館

報告第 9 号

図書館システム更新及び蔵書点検に伴う特別整理期間の設定について

1 趣旨

図書館システムの更新及び蔵書点検を行うため、松本市図書館条例第4条の規定に基づき、全図書館一律に特別整理期間（休館日）を設定することについて報告するものです。

2 特別整理期間

(1) 休館期間（全図書館共通）

令和6年9月12日（木）から9月25日（水）までの14日間

(2) 作業内容

ア システムを全面休止しての図書館システムの更新、データ移行、システム稼働テスト

イ 蔵書点検

(3) サービス休止内容

ア 図書館サービス全般（貸出、予約、相互貸借、調査・相談等）

イ 蔵書検索（WebOPAC）休止

※ブックポストへの返却は可能です。

※図書館ホームページ、協働電子図書館「デジとしょ信州」は利用できます。

3 周知方法

(1) 各図書館の館内掲示により周知します。

(2) 広報まつもと9月号、松本市ホームページ、松本市図書館ホームページ、松本市図書館facebook及びX（旧Twitter）に掲載します。

4 その他

(1) 図書館システムの更新により、9月26日（木）から、スマートフォンに利用者カードのバーコードを表示できる機能（デジタル利用者証）を利用することができるようになります。

(2) 通常休館日となる9月27日（第4金曜日）は開館します。

担当	中央図書館
館長	藤森 千穂
電話	32-0099



報告第 10 号

史跡小笠原氏城跡整備委員会委員の委嘱について

1 趣 旨

令和5年度に策定した史跡小笠原氏城跡整備基本計画に基づく整備事業を実施するに当たり、史跡小笠原氏城跡整備委員会設置要綱第3条に基づき、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 同委員会の主な所掌事項

- (1) 史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

3 委嘱予定者

別紙名簿（案）のとおり

4 委嘱期間

委嘱の日から2年

5 根拠要綱（抜粋）

史跡小笠原氏城跡整備委員会設置要綱

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 有識者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



担当	文化財課
課長	田多井 用章
電話	34-3292

史跡小笠原氏城跡整備委員会 委員名簿（案）

委員任期：委嘱の日から２年

区分	氏名	役職等
地域 関係者	くぼた ひろし 窪田 浩	井川城下区町会長
	こいわい きとみ 小岩井 里美	里山辺林町会長
	こいわい としただ 小岩井 俊忠	林古城会会長
	みやさか ゆきひろ 宮坂 幸弘	入山辺橋倉町会長
有識者	おおつか つとむ 大塚 勉	信州大学 特任教授【地質学】
	ささき くにひろ 佐々木 邦博	信州大学 名誉教授【環境農学（造園・景観）】
	さきもと しょうじ 笹本 正治	長野県立歴史館 特別館長【歴史学（日本中世史）】
	なかい ひとし 中井 均	滋賀県立大学 名誉教授【考古学（城郭史）】
	はら あきよし 原 明芳	松本市文化財審議委員会委員【考古学】

委員数９人

周知事項 1

学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

1 趣旨

食に対する関心を高める食育の一環として、「夏休み給食センター親子見学会」を実施することについて周知するものです。

2 事業の概要

(1) 日時及び会場

ア 松本市西部学校給食センター

令和6年7月24日（水） 9時から13時まで

イ 松本市東部学校給食センター

令和6年7月25日（木） 9時から13時まで

ウ 松本市波田学校給食センターおよび波田公民館

令和6年7月27日（土） 11時から14時まで

(2) 対象者

ア 東・西学校給食センター管内小学校4、5、6年児童と保護者

イ 波田学校給食センター管内児童生徒と保護者

(3) 内容（会場によって内容が多少異なります。）

ア 給食メニューの試食

イ 調理場見学

ウ クイズ・質問コーナー

エ DVDによる施設紹介

オ 明治以降の学校給食レプリカ他展示

(4) 募集人数

各センター親子20～40組

(5) 周知方法

対象児童へ学校または公民館を通じて募集チラシを配布（保護者がQRコードでの申込み）

(6) 参加料

無料

担当	学校給食課
課長	百瀬 功三
電話	45-1120

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

夏休み西部学校給食センター親子見学会



参加者 募集

毎日、楽しみにしている給食。どのような場所で、どのような人が、どのように作っているか、気になりますか？

そこで、夏休みに西部学校給食センターでは、親子見学会を開きます！

ぜひ、おうちの方と参加して、「作ること」「食えること」について考えてみませんか。

【日 時】 令和6年7月24日(水) 9時～13時

【場 所】 松本市西部学校給食センター（松本市野溝西3-6-1）

【募集組数】 小学校4・5・6年生と保護者 20組（1家族3名まで）
（危険な機械等がありますので、未就学児の同伴はできません）

【参 加 料】 無料

【内 容】 調理場ツアー、試食タイム、クイズ・質問コーナー、DVD視聴 等
今年は、明治以降の給食レプリカの展示もあります！！
おうちの人がどんな給食を食べていたのか知いたくないですか？
※試食メニュー ナン、キーマカレー、寒天サラダ、フルーツポンチ



【申込方法】 下記の期間中に、下のQRコード先の申込みフォームからお申込みください（募集組数を超えた場合は、抽選になります）。

【募集期間】 7月1日(月)～7月8日(月)

※募集期間終了後、抽選の上、7月17日(水)までに当選者のみ
案内通知を、ご登録いただいたメールアドレスへ送信いたします。

【その他】 当日は、取材・記録のため、写真・動画撮影を行いますのでご了承の上
ご応募ください。

お申し込みは
こちらから



【問い合わせ先】

松本市学校給食課 西部学校給食センター
電話 86-1130 FAX 86-1150



夏休み東部学校給食センター 親子見学会



毎日、楽しみにしている給食。夏休みに君も給食センターを探検してみよう！！
給食センターには不思議がいっぱい

給食センターってどんなところ？
8千人分の給食ってどんな風に作っているの？
栄養士さん＆調理員さんってどんなお仕事しているの？



今回は、特別に調理場内を見せちゃうよ。アルプちゃんも待ってます。
ぜひ、おうちの方と参加して、給食マスターになろう。

- 探検日時 令和6年7月25日(木) ① 9時～10時30分
② 11時～12時30分
- 探検場所 松本市東部学校給食センター (松本市原7-1)
- 募集組数 小学校4・5・6年生と保護者 各回 20組(1家族3名まで) 計40組
(危険な機械等がありますので、未就学児の同伴はできません)
※当日は取材・記録のため写真・動画撮影が入りますので、ご了承の上、
ご応募ください(申し込みフォームの撮影許可に同意してください)
- 参加料 無料
- 内容 調理場見学、体験コーナー、試食コーナー、栄養士・調理員とお話コーナーなど
- 申込方法 下記の期間中、下のQRコード先の申し込みフォームからお申し込みください
(募集組数を超えた場合は、抽選になります)。
募集期間 7月1日(月)～7月8日(月)
※募集期間終了後、抽選の上、7月18日(木)までに当選者へのみ
案内通知を送信いたします。

お申し込みは
こちらから



【問い合わせ先】
松本市学校給食課 東部学校給食センター
電話 45-1120 FAX 45-1140



夏休み波田学校給食センター親子見学会



参加者 募集

毎日、楽しみにしている給食。どのような場所で、どのような人が、どのように作っているか、気になりますか？

そこで、夏休みに波田学校給食センターでは、親子見学会を開きます！

ぜひ、おうちの方と参加して、「作ること」「食えること」について考えてみませんか。

【日 時】 令和6年7月27日(土) 10時30分～14時

【場 所】 松本市波田学校給食センター (松本市波田10286-1)

松本市波田公民館 (松本市波田4417-1)

【募集組数】 親子30組程度 (1家族3名まで)

(危険な機械等がありますので、未就学児の同伴はできません)

【参加料】 無料

【内 容】 試食タイム、調理場ツアー、クイズ・質問コーナー、DVD視聴

明治以降の給食レプリカの展示 他

※試食メニュー ご飯、KTG味噌汁(具たくさん味噌汁コンテスト優秀賞
(R5 波田中1年生受賞作)、厚揚げと豚肉みそ炒め、
五穀米サラダ、すいか、牛乳



【申込方法】 下記の期間中に、下のQRコード先の申込みフォームからお申込みください(募集組数を超えた場合は、抽選になります)。

【募集期間】 7月1日(月)～7月8日(月)

※募集期間終了後、抽選の上、7月17日(水)までに当選者のみ
案内通知を、ご登録いただいたメールアドレスへ送信いたします。

【その他】 当日は、取材・記録のため、写真・動画撮影を行いますのでご了承の上
ご応募ください。

お申し込みは
こちらから



【問い合わせ先】

松本市学校給食課 波田学校給食センター
電話・FAX 92-4585

周知事項 2

夏休み はたっこ塾「夏休みランチDAY：給食料理教室」の実施について

1 趣旨

食に対する関心を高める食育の一環として、「夏休みランチDAY：給食料理教室」を実施することについて周知するものです。

2 事業の概要

(1) 日時及び会場

波田公民館 調理室

令和6年8月8日（木）10時から14時まで

(2) 対象者

波田中学校生徒

(3) 内容

波田学校給食センター栄養士と調理員が講師の調理実習

（献立）

ご飯、みそラーメンが食べなくなっちゃうお味噌汁、チキンコーンフ레이크焼、寒天サラダ、すいか、牛乳

(4) 募集人数

15名程度（応募多数の場合は、抽選を行い当選者のみ案内通知を送信）

(5) 周知方法

波田公民館を通じて募集チラシを配布（QRコードでの申込み）

(6) 参加料

無料

担当	学校給食課
課長	百瀬 功三
電話	45-1120



学びに、遊びや体験を。



子どもが主人公 学都松本のシンカ



夏休み はたっこ塾

「夏休みランチ DAY:給食料理教室」

参加者募集 !!

【日 時】 令和6年8月8日(木) 10時～14時

【場 所】 松本市波田公民館調理室(松本市波田4417-1)



【募集人数】 波田中学校生徒 15名程度

※応募多数の場合は抽選を行い、当選者のみ案内通知を送信します

【参加料】 無料

【内 容】 波田学校給食センター栄養士と調理員が講師となります。

おいしい給食を自分で作ってみませんか？

(実習献立)

ご飯、みそラーメンが食べなくなっちゃうお味噌汁、

寒天サラダ、チキンコーンフ레이크焼、すいか、牛乳

【申込方法】 下記の期間中に、下のQRコード先の申込みフォームからお申込みください。

【募集期間】 7月1日(月)～7月8日(月)

※募集期間終了後、抽選の上、7月17日(水)までに当選者へ案内通知を、ご登録いただいたメールアドレスへ送信いたします。



【問い合わせ先】

松本市学校給食課 波田学校給食センター

電話・FAX 92-4585